

第8回「県と市町村との協議の場」 次 第

日 時 平成 26 年 11 月 25 日 (火)

15 時から 17 時まで

場 所 県庁議会棟第 1 特別会議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 報告事項

- ① 「地域に根ざした教育のあり方検討WG」における検討結果について

【資料 1】

- ② 「子育て支援検討WG」における検討状況について

【資料 2】

- ③ 「住宅・建築物の耐震化促進WG」における検討状況について

【資料 3】

(2) 意見交換

《テーマ》

「人口定着・確かな暮らし実現 ～ 地方創生に向けた地域づくり ～」

【資料 4】

4 その他

5 閉 会

第8回「県と市町村との協議の場」出席者名簿

平成26年11月25日

長野県

知事	阿部 守一
副知事	加藤 さゆり
企画振興部長	原山 隆一
県民文化部長	藤森 靖夫
こども・若者担当部長	山本 京子
産業政策監兼産業労働部長	石原 秀樹
雇用・就業支援担当部長	小林 資典
建設部長	奥村 康博

長野県教育委員会

教育長	伊藤 学司
-----	-------

長野県市長会

会長	菅谷 昭	松本市長
副会長	花岡 利夫	東御市長
理事（総務文教部会長）	小口 利幸	塩尻市長
理事（社会環境部会長）	三木 正夫	須坂市長
理事（経済部会長）	牧野 光朗	飯田市長
理事（建設部会長）	柳田 清二	佐久市長

長野県町村会

会長	藤原 忠彦	南佐久郡川上村長
副会長	伊藤 喜平	下伊那郡下條村長
副会長	羽田 健一郎	小県郡長和町長
理事（総務文教部会長）	久保田 勝士	上高井郡高山村長
理事（建設部会長）	佐々木 定男	南佐久郡佐久穂町長

「地域に根ざした教育」のあり方について (検討結果)

地域に根ざした教育のあり方の検討状況 (経過)

- H25.5.20 第5回協議の場：WG設置の提案
 ■ H26.5.12 第7回協議の場：中間まとめ報告
 <県と市町村・市町村教育委員会によるワーキンググループ (WG) 7回開催>

論点 ○地域に根ざした教育の人事・資質向上のあり方 ○地域に開かれた学校づくり

「地域に根ざした教育のあり方」検討の3つの視点

I 市町村立学校への帰属意識の向上
 ・異動した市町村教育委員会の服務監督権内に入ることを確認し、地域の子ども達のために自覚を持って勤務する

II 地域の一員としての意識改革
 ・開かれた学校づくりを地域とともに進める
 ・地域との信頼関係を構築
 ・学校の課題に地域とともに取り組み

III I、IIを推進するための人事制度構築
 ・地域に根ざした教員の育成を人事面で後押し

WG協議と具体的取組

- I 採用・異動の際の宣誓手続きの見直し
 ○「信州教育」の大切にすべき点や目指すべき教師等さらには、より地域に根ざした意識の喚起を図るため、宣誓のあり方について検討
 ○県教育担当教員の地域への帰属意識の向上について
 ○市町村教育委員会へ依頼 (H26.3月)
 ○市町村教育委員会取組
- II 信州型コミュニティスクール (CS) の普及・推進
 ○地域とともに学校運営に当たることと教員の意識が変わることを期待し検討
 ○信州型CSモデル校
 H25：3市町村11校指定、H26：2市14校指定
 ※H25年度末76校 (13.6%) H29までに全県に拡大

- III 採用・異動、人事権の移譲の方策の検討
 ○他の都道府県の採用・人事の状況を調査し幅広く検討
 ○校長の1校での在職期間長期化 (H26人事異動へ)
 ○教員採用選考の「求める教師像」として「地域の方々との協働」の観点を設定 (H27採用選考へ)

中間まとめ

- 引き続き具体的な取組を推進します。
 ○構成員の中でも様々な意見が出されている教員の採用・人事のあり方については、他の自治体の取組等を参考にするとともに、国の動向を踏まえながら、更に研究・協議を進めます。

地域に根ざした教育のあり方検討ワーキンググループ

WGから教職員の人事・採用の新たな取組を提案

現状・採用時と最初の異動は本拠地以外のブロックへ配置

- ・東信、南信、中信、北信ブロックのうち少なくとも3ブロックの経験が必要

教職員が地域に根ざした教育を実践できるようにするために
 人事異動に次の新たな取組を提案します

■ 全県人事を基本としつつ…

- 1 採用後の初期段階で本拠地の勤務を経験
- 2 ライフステージに応じて、本拠地もしくはそれに近い地域での勤務を可能とする柔軟な人事異動システムの構築
 - ・従来の4ブロックを細分化した地域設定による人事異動など

■ 加えて…
 市町村の特色ある教育活動 (ICT教育、外国語教育の推進など) を実現するための意欲ある教員を、市町村が確保できる仕組みづくり
 ・市町村が特色ある教育活動をPR ← 教職員 (異動希望)

期待される効果

全県人事の効果

- ・全県的な教育環境の維持
- ・異なる地域や学校での勤務により教育経験を積むことができる

<1の効果>
 地域に対する帰属意識が醸成されるとともに
 地域を担う人材育成につながる

<2の効果>

子育てや介護などのライフステージに応じた、
 また、教員としてのスキルアップにつながる柔軟な
 人事異動が可能になる

- ・市町村にとつては、特色ある教育活動を実現するための意欲のある人材確保につながる
- ・教員にとつては、教育に対するモチベーションの向上につながる

地域に根ざした教育の実践

※これらの取組について市町村教育委員会と協議のうえ、速やかに今後の人事異動の仕組みに反映することを要望

子育て支援WGにおける協議内容

基本方針	課題	「子育て支援アンケート」結果	施策の方向性	これまでの議論を踏まえた支援施策の例
子育ての孤立化の防止	医療と児童福祉の連携課題を抱える家庭の早期対応	[妊娠・出産時に負担、不安に思うこと] ・出産に係る精神的負担:24.0%	○全ての市町村で高い水準の母子保健サービスを提供	○母子保健体制の充実 ・不安を抱える家庭の早期把握・支援のための体制整備 ・妊娠・出産や病気に関する相談支援の充実
	産後ケアが不足	[妊娠・出産時に負担、不安に思うこと] ・出産に係る精神的負担:24.0%	○全ての妊婦に相談担当者(保健師等)を付けるなど、妊娠・出産・育児見まで切れ目ない支援の実施	○産後ケアの充実 NPO等による母子ケアの取組を支援
	保育料等にかかる負担感	[今後充実を希望される支援サービス] ・保育料の軽減:54.3%(最多) (理想の子どもの数が多いほど、回答割合が高い)	○保育料に係る負担の軽減 第3子以降に対する保育料の軽減	○保育料に係る負担の軽減 第3子以降に対する保育料の軽減
子育てに伴う経済的負担の軽減	医療費にかかる負担感	[今後充実を希望される支援サービス] ・医療費の軽減:55.7%(2位) (理想の子どもの数が多いほど、回答割合が高い)	○多子世帯における、子育てに要する経費の負担軽減	○福祉医療費給付事業 医療費に係る負担の軽減
	保育ニーズの多様化への対応	[仕事と子育ての両立で行政に期待すること] ・急に子どもを預けられる先の確保:47.3%(2位) ・満足している子育てサービス ・学童保育・放課後児童クラブ:29.2%(2位) (今いる子ども数が多いほど、回答割合が高い)	○病児・病後児保育やファミリー・サポート・センター事業等、各市町村において住民が必要とする時に必要な保育サービスが提供される体制の整備	○保育のサービステキ体制の整備 病児・病後児、休日夜間、放課後児童クラブなど多様なニーズに対応した受入体制の整備
	保育士の確保	[仕事と子育ての両立で行政に期待すること] ・保育サービス(全般)の充実:56.5%(最多) [今後充実を希望される支援サービス] ・保育サービス(全般)の充実:45.8%(4位)	○年度当初・中途を問わず、保育所入所希望に合わせ、いつでも容易に保育士が確保できる制度確立	○子育て支援に関わる人材・サービス事業者の確保・育成 ・保育人材の広域での確保 ・地域の住民が子育て支援に係る関わる体制の整備
多様な子どもや家庭への支援	地域における子育て支援体制整備	[仕事と子育ての両立で行政に期待すること] ・急に子どもを預けられる先の確保:47.3%(2位)	○高齢者や主婦等が、地域住民が子育て支援に積極的に関われる体制整備	○働きやすい環境整備 ・企業に対する多様な働き方の普及
	多様な働き方が選べる	[将来、持つ予定の子どもの数が理想的な子どもの数より少ない理由] ・働きながら子育てができる環境がない:35.7%(2位)	○企業による、仕事と生活の調和がとれた職場環境整備に向けた取組の拡大	○様々な困難を抱える子どもや家庭への支援 ・子どもに関する総合的な相談窓口設置 ・子どもの世代への貧困の連鎖を断ち切る仕組みの確立
	子ども支援のための相談・救済	[子育てをしていて辛かったこと](ひとり親) ・一人で子育てをしている:35.7%(3位)	○子どもの育ちを支える保護者等の負担を軽減するため の支援体制の整備	
情報発信	子どもの世代への貧困の連鎖	[子育てに関する経済的な負担の要因] ・学校外教育費(塾・習い事など):39.7%(第4位)	○世代を超えた貧困連鎖の解消に向けた子どもの貧困対策の総合的推進	
	必要な情報が不足	[利用したサービス] 対象とした11サービスで、平均25%が未記入 →制度が知られていない?	○希望者が、必要な時に必要な情報入手できる、一元的な情報発信	○子育て支援策の情報発信 子育て支援施策に関する一元的な情報発信
	県外に長野県の優位性を発信していない	[長野県の子育て環境で良いところ] ・自然環境に恵まれている:87.5%(最多)	○県外の子育て世帯に向けた、情報発信	

子育て支援意向アンケート

《結果概要》

(1) 調査対象

現在、子育て中である世帯。

(2) 調査方法

ワーキンググループ構成市町村の保育園において、保育世帯に配布。

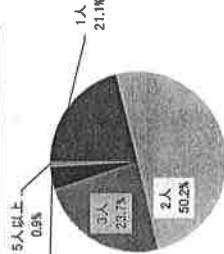
(3) 調査期間

平成26年8月

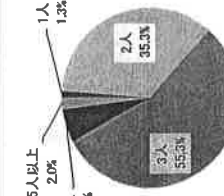
(4) 調査数

配布数：2,980 回収数：2,213 回収率：74.3%

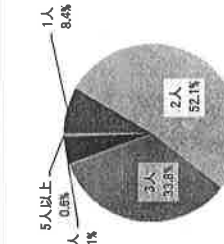
1 回答世帯の子どもの数



2 理想的な子どもの数

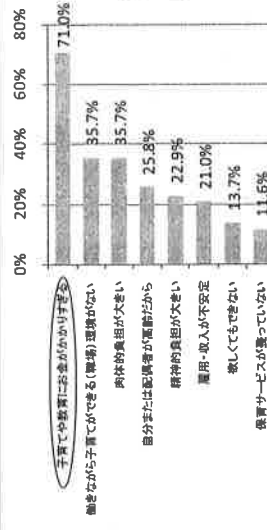


3 持つ予定の子どもの数



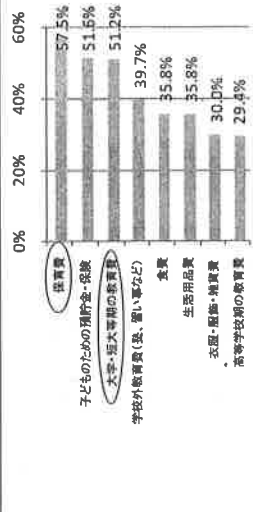
理想的な子どもの数は3人が最も多いが、実際に持つ予定の子どもの数は2人、に止まる。

4 「持つ予定の子どもの数」が、「理想的な子どもの数」より少ない理由



理想的な子どもの数が実現できない要因は、経済的な負担が最も大きい。

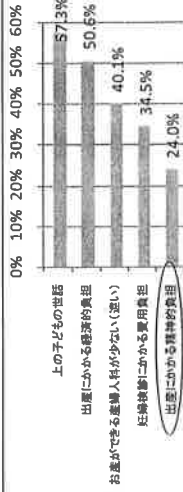
5 経済的な負担の要因



経済的な負担の要因では、保育費、大学等の教育費、が大きい。

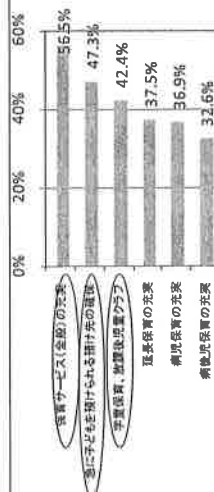
資料 2-2

6 妊娠・出産時に負担、不安に思うこと



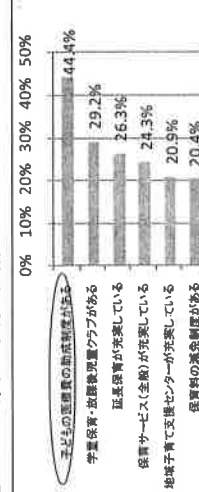
出産時における精神的な負担感、を感じる方も多い。

7 仕事と子育ての両立について行政に期待すること



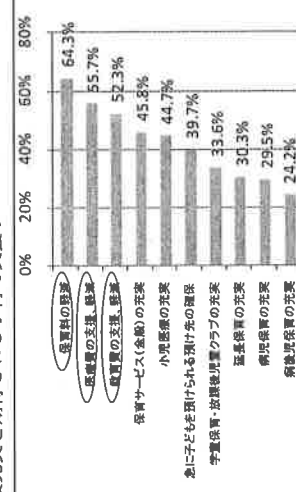
仕事と子育ての両立のため、保育サービス充実、多様なサービスの確保が期待されている。

8 満足している行政の子育て支援サービスについて



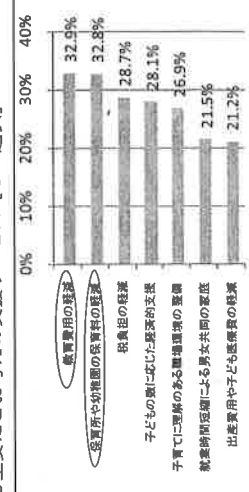
医療費助成に対する満足感が高い。

9 今後充実を期待される子育て支援サービス



今後の支援サービスでは、経済的な支援に対する期待が高い。

10 最も重要だとお考えの支援サービス〔3つ選択〕



重要だと考える支援サービスでは、教育費用、保育料の軽減が大きい。

ワーキンググループ検討状況(概要)

共通目標

理想の子どもの数を持てる社会の実現

めざす姿

- 1 妊娠・出産から育児まで、切れ目ない支援の充実
- 2 安心して子育てができる、経済的負担の軽減
- 3 子育てと仕事が両立できる、地域や職場の環境整備

県と市町村による子育て支援の強化

子育ての孤立化の防止

具体的な支援策の例

母子保健サービスの充実

- ・不安を抱える家庭の早期把握・支援に向けた体制整備
- ・妊娠・出産や病気に関する相談支援の充実

産後ケアの充実

NPO等との協働により、産後ケアを多くの方が受けられるよう充実

子育てに伴う経済的負担の軽減

保育料に係る負担の軽減

第3子以降に対する保育料の軽減

医療費に係る負担の軽減

福祉医療費の助成

子育てと仕事の両立

保育のサービス提供体制の整備

病児・病後児、休日夜間、放課後児童クラブなど多様なニーズに対応した受入体制の整備

子育て支援に関わる人材・サービス事業者の確保・育成

- ・保育人材の広域での確保
- ・地域の住民が子育て支援に関わる体制の整備

働きやすい環境整備

- ・企業に対する多様な働き方の普及

多様な子どもや家庭への支援

様々な困難を抱える子どもや家庭への支援

- ・子どもに関する総合的な相談窓口設置
- ・子どもの世代への貧困の連鎖を断ち切る仕組みの確立

情報発信

子育て支援施策の情報提供

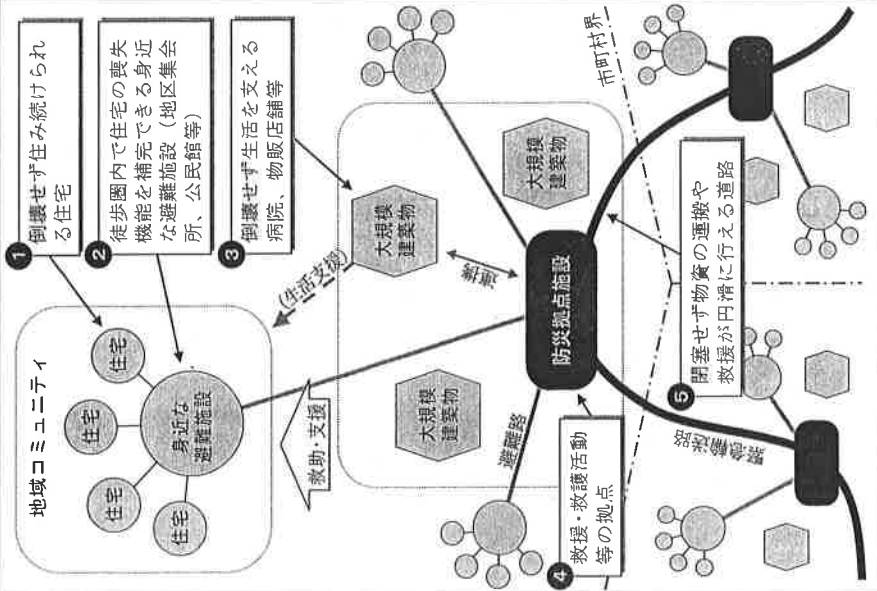
子育て支援施策に関する一元的な情報発信

被災後もできる限り日常生活を継続できるまちを目指して ― 住宅・建築物の耐震化促進ワーキンググループ 第2回中間報告 ―

これまでの経過

- ◆ 第6回協議の場 [H25.11.12] 提案・意見交換
 - ◆ 第7回協議の場 [H26.5.12] 第1回中間報告
 - ◇ ワーキンググループ〔会議4回〕協議・意見交換
- 現状と課題** 住宅・建築物の耐震化が不十分、一層の取組が必要
- 検討事項** 地震発生後も自らの住まいや職場などで、できる限り日常生活に近い生活を継続できるよう、住宅・建築物が地震に備えて確保すべき事項を整理・検討

「被災後もできる限り日常生活を継続できるまち」のイメージ



検討状況	補助制度は、国の交付金を上限まで活用し、地方負担分を県と市町村で1/2ずつ負担する仕組みを基本とする。	具体的な取組方針【下線部は優先して協調制度化を検討】
1 住宅	■ 大きな住宅や後継者がいない住宅が多く、補強工事の負担感が大きい。 ⇒ 住宅全体の補強を促す従来の補助制度だけでは限界がある。 ■ 古民家は、地域の原風景の重要な要素。 ⇒ 外観を活かした耐震工法が普及していない。	○ 補助制度の再構築。 ○ 多様な耐震化手法の提示、普及啓発。 ・ 伝統構法等の比較的高額な耐震補強設計に助成。 ・ 部分的な補強や耐震シェルター等、費用負担を軽減しながら、少なくとも生命は守る手法の検討。 ・ 耐震以外の支援制度（一般リフォーム等）と組み合わせるなど、使い勝手の向上と費用負担の低減。
2 身近な避難施設	■ 地域防災計画で避難所に指定されていない地区集会所や公民館等でも、地域によっては実質的な避難所として期待が大きい。 ⇒ 地域の自治会等が所有する場合が多く、対応が遅れている。	○ 耐震化を徹底し、被災時の住宅の代替機能確保。
3 大規模建築物	■ 最優先に対応が必要な特に大規模な建築物は、法改正※により耐震診断が義務化され、結果が公表されることとなった。 ⇒ 事業活動や観光面への影響の低減が必要。	・ 診断費の助成を継続するとともに、改修費用の助成制度を整備。 ・ 診断結果公表方法等について、近隣自治体間で調整。 ・ 相談・支援体制の充実。
4 防災拠点施設	■ 官公庁施設、病院、避難所等について、耐震診断を義務付けできるよう法改正※された。 ⇒ 指定する施設の選定と支援策の検討が必要。 〔備考〕 ・ 県の耐震改修促進計画でのみ指定可	・ 県耐震改修促進計画の見直し ⇒ 県地域防災計画に定める第一緊急輸送路（1,543.5km）のうち、県全体の骨格となる路線（869.5km）の建築物が集中する区間を、県が差務化対象の避難路に指定。 ・ 市町村耐震改修促進計画の見直し ・ 診断費用・改修費用の助成制度の整備。
5 避難路（緊急輸送路）	■ 沿道建築物の耐震診断を義務付けできるよう法改正※された。 ⇒ 指定する道路の選定と支援策の検討が必要。 〔備考〕 ・ 県及び市町村の耐震改修促進計画で指定可	○ 県が指定すべき幹線の選定を踏まえ、必要に応じて市町村が枝線を指定。 ○ 自助努力と公的支援により改修を推進。

※「建築物の耐震改修の促進に関する法律」改正（H25.11.25施行）

今後の予定

- ・ 県と市町村による協調補助制度の枠組みの整理
- ・ 取組の具体化に向けた検討

第9回協議の場（H27春）で検討結果の報告

とりまとめ

「長期ビジョン」骨子(案)

※「長期ビジョン」は、人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の基本認識の共有を目指すとともに、今後取り組むべき将来の方向を提示。

I. 人口問題に対する基本認識

1. 「人口減少時代」の到来

○2008年に始まった人口減少は、今後加速度的に進む

- ・一旦人口減少局面に入ると、減少スピードは加速度的に高まっていく。
- ・将来推計人口（平成24年）によると、2060年の総人口は8,674万人まで落ち込み、2110年には5000万人を切る。

○人口減少の状況は、地域によって大きく異なる

- ・今後の人口減少は、大きく三段階を経て進む。
「第一段階」は、若年人口減少、老年人口は増加する時期（2010～2040年）、
「第二段階」は、老年人口が維持から微減する時期（2040～2060年）、
「第三段階」は、老年人口も減少していく時期（2060年以降）。
・東京や中核市は「第一段階」、地方は既に「第二・三段階」に入っている。

○人口減少は地方から始まり、都市部へ広がる

- ・地方の人口が減少し、地方から大都市への人材供給が枯渇すると、いずれ大都市も衰退。

2. 「人口減少」が経済社会に与える影響

○人口減少は、経済社会に対して大きな重荷となる

- ・人口減少に伴う高齢化は経済社会の重荷（人口オーナス）となる。
- ・人口減少以上に経済規模が縮小し、一人あたりの国民所得が低下するおそれ。

○地方では、地域経済社会の維持が重大な局面を迎える

- ・人口減少によって経済が「縮小スパイラル」に陥るリスクもある。
- ・地方では、このまま進むと、2050年には、現在の居住地のうち6割以上の地域で人口が半分以上に減少、2割の地域では無居住化すると推計。

3. 東京圏への人口の集中

○東京圏には過度に人口が集中している

- ・東京圏には、過度に人口が集中。集積のメリットを超えて、長時間通勤、住宅価格の高さ、など様々なひずみや弊害が生じている。

○このままでは東京圏への人口流入は続く可能性が高い

- ・人口流入が続いているのは東京圏だけ。現在の転入は増加しており、今後も介護・医療の需要の拡大等に伴いさらに拡大する可能性。

○東京圏への人口の集中が人口減少に拍車をかけている

- ・若い世代が、地方から少出生率の大都市に移動することにより、日本全体として人口減少に拍車。

Ⅱ. 今後の基本的視点

1. 人口減少問題に取り組む意義

○人口減少に対する国民の危機感が高まっている

- ・世論調査結果（2014年8月）では、9割近くが「人口減少は望ましくない」と答え、「人口減少の歯止めに取り組んでいくべき」とする回答は7割。

○出生率は、政策展開で変わり得る

- ・出生率は、先進国においても国によって大きく異なる。
- ・フランスやスウェーデンは、一旦出生率が低下しながら、子育て支援やワークライフバランスの実現により、出生率を回復させている。

○人口減少対策は時間がかかるが、早ければ早いほど効果がある

- ・人口減少対策を講じて、効果がでるには長い期間を要する。
- ・対策が早く講じられ、出生率が早く上昇すればするほど効果は高い。出生率回復が5年遅れるごとに、将来人口は300万人ずつ減少。

2. 今後の取組の基本的視点

○人口減少に歯止めをかけるとともに、社会システムを再構築する

- ・出生率の改善を図り、人口減少に歯どめをかける「積極戦略」を推進。
- ・一方、一定の人口減少は避けられないので、効率的・効果的な社会システムを再構築する「調整戦略」も推進。

○国民の希望の実現に全力を注ぐ。

- ・若い世代は、結婚への希望は高く、子どもも2人以上持ちたいと希望。
- ・東京在住者の4割は、地方への移住を予定又は今後検討したいとの意向。
- ・こうした国民の希望の実現に全力で取り組むべき。

Ⅲ. 目指すべき将来の方向

1. 「活力ある日本社会」の維持のために

○人口減少に歯止めをかける必要がある

- ・将来にわたって「活力ある日本社会」を維持するためには、人口減少に歯止めをかける必要。
- ・結婚や出産に関する国民の希望が実現すると、出生率は1.8程度に改善すると試算。この水準は、OECD諸国の半数以上の国が実現しており、日本がまず目指すべき水準。

○人口減少に歯止めがかかると、50年後1億人程度の人口が確保される

- ・人口減少に歯止めをかければ、50年後の2060年には総人口は1億人程度の人口を確保。その後2090年頃には人口が安定していくと推計。

○さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える

- ・人口減少の歯止めが実現すると、将来日本は高齢化率が年々下がっていく「若返りの時期」を迎え、経済的に好環境。

2. 地方創生が目指す、多様な日本社会の姿

○地域資源を活かして、心豊かな生活がおくれる地域社会を実現する

- ・地方創生が実現し、地方の人口減少に歯止めがかかるならば、地方の方が先行して若返る。
- ・豊かな地域資源を活かし、若い人材がイノベーションを起こすとともに、地域の絆の中で人々が心豊かに生活を送る地域社会の実現を目指す。

○一層安全・安心な東京圏を実現する

- ・東京一極集中の是正は、東京圏の過密・人口集中を改善させ、一層安全・安心な生活空間を実現。
- ・国民の地方移住の希望の実現は、東京一極集中の是正にも資する。
- ・東京圏は、世界に開かれた「国際都市」として発展することを推進。

○それぞれの地域が強みを活かす、多様な日本社会の実現を目指す

※参考として、日本の将来人口の試算結果(人口減少に歯止めがかかった場合)等を示す。

「総合戦略」骨子(案)

※「長期ビジョン」に示された日本の人口の現状と将来の姿を踏まえ、人口減少を克服し将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5か年計画を提示。毎年定期的に見直し、必要な改訂を加える。

I. 基本的視点

1. 人口減少と地域経済の縮小の悪循環を断ち切る

- ・人口減少を契機に、『人口減少が地域経済の縮小を呼び、地域経済の縮小が人口減少を加速させる』悪循環を断ち切ることを目指す。
- ・このため、地方において、まち・ひと・しごとの創生の好循環を確立し、地方への新たな人の流れを生み出す。

2. 3つの基本的視点で「人口減少克服・地方創生」に正面から取り組む

①東京圏における人口の過度の集中を是正する

- ・地方から東京圏への人口流入（特に若い世代）に歯止めをかけることを目指す。このため、「しごとの創生」と「ひとの創生」の好循環を実現。

②若い世代の就労・結婚・子育ての希望を実現する

- ・人口減少を克服するために、若い世代が安心して働き、希望通り結婚し、子育てができるような社会経済環境を実現。

③地域の特性に即して地域課題を解決する

- ・人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応し、中山間地域をはじめ地域が直面する課題を解決し、地域において心豊かな生活を確保。

3. まち・ひと・しごとの創生と好循環を確立する

- ・「しごと」が「ひと」を呼び、「ひと」が「しごと」を呼び込む好循環を確立し、その好循環を支える「まち」に活力を取り戻す。「しごとの創生」、「ひとの創生」、「まちの創生」に一体的に取り組む。

(1)しごとの創生

- ・労働力人口の減少が深刻な地方では、若い世代が安心して働けるよう、「相応の賃金」と「安定した雇用形態」と「やりがいのあるしごと」を満たす「雇用の質」を重視した取組が重要。このため、付加価値を高めることが必要。

(2)ひとの創生

- ・地方への新しい人の流れをつくるため、地方での就労や人材の確保育成、地方への移住・定着を促進。若い世代が安心して働き、希望通り結婚し、出産・子育てができるよう切れ目のない支援を実現。

(3) まちの創生

- ・「しごと」と「ひと」の好循環を支えるため、「まち」を活性化。中山間地域等において心豊かに生活できる環境の確保、地方都市の連携の促進や大都市圏における高齢化・単身化の問題など、地域課題の解決に取り組む。

Ⅱ. 政策の企画・実行の基本方針

1. 従来の政策の検証

- ・これまで講じられてきた対策は、個々のレベルでは一定の成果をあげたが、対局的には地方の人口流出が止まらず少子化に歯止めがかかっていない。対策の問題点としては、(i)府省庁・制度ごとの「縦割り構造」、(ii)地域特性を考慮しない「全国一律」の手法、(iii)効果検証を伴わない「バラマキ」、(iv)地域に浸透しない「表面的」な取組、(v)「短期的」な成果を求める施策といったことがあげられる。

2. まち・ひと・しごとの創生に向けた政策5原則

(1) 自立性

- ・一過性の対症療法的なものにとどまらず、構造的な問題に対処し、地方自治体・民間事業者・個人等の自立につながるようにする。

(2) 将来性

- ・地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援する施策に重点を置く。

(3) 地域性

- ・各地域は客観的データに基づき実状分析や将来予測を行い、地方版の総合戦略を策定・推進し、国は利用者側の視点に立って支援を行う。

(4) 直接性

- ・限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、ひと・しごとの創出とまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施。

(5) 結果重視

- ・明確な PDCA メカニズムの下に、短期・中長期の具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、改善等を行う。

3. 地域主体の取組体制とPDCAの整備

- ・地方の自立につながるよう、地方自ら考え、責任を持って進める取組を推進する必要がある。
- ・国と地方は、連携・協働して、総力体制で地方創生に取り組む。

(1) データに基づく、地域ごとの特性と地域課題の抽出

- ・各地域は、産業や人口、社会などの現状や将来の動向に関し必要なデータ分析を行い、各地域の課題を抽出し、各戦略に位置づける。国は、ビッグデータに基づく地域経済分析システムを整備し、情報面から支援する。

(2) 「5か年戦略」の策定

- ・客観的・具体的なデータに基づく分析を踏まえ、各自治体は中長期を見通した「地方人口ビジョン」と5か年の「地方版総合戦略」を策定する。国は、地方と連携して地方創生に取り組む。

(3) PDCA サイクルの「見える化」

- ・国の「総合戦略」推進と同様、各自治体は、地域課題に基づく適切な短期・中期の政策目標を設定し、地方版総合戦略の進捗をアウトカム指標を原則とした客観的指標(KPI)で検証し改善する仕組み(PDCA サイクル)を確立する。

(4) 地域間の連携推進

- ・各市町村は地域間の広域連携を積極的に進め、「総合戦略」に反映させる。都道府県は、市町村レベルの地域課題を自らの「総合戦略」に反映させ、市町村と連携する。国は、「圏域」概念を統一し、データ分析等の面で支援を行う。

(5) 国のワンストップ型の支援体制と施策のメニュー化

- ・国は、関係施策の目標、内容や条件等を関係省庁間で統一又は整理し、パッケージ化するとともに、ワンストップ型の執行体制の整備に努める。全国一律ではなく、各地域が必要な施策を選択できるよう支援施策をメニュー化する。また、「日本版シティマネージャー」派遣制度や、「地方創生コンシェルジュ」制度による人的支援を行う。

Ⅲ. 今後の施策の方向

1. 政策パッケージ

○「しごと」と「ひと」の好循環を確立し、それを支える「まち」に活力を取り戻すため、以下の政策パッケージに沿って各施策を総合的・有機的に推進する。

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- (ア) 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備
- (イ) 大都市から地方への「人材還流システム」の構築等
- (ウ) 地域を支える個別産業分野の戦略推進
 - ① サービス産業
 - ② 農林水産業
 - ③ 観光の振興、地域資源の活用
- (エ) 個人事業者等による創業を通じた地域における新たなビジネスの創造
- (オ) 地域における国際競争力の強化

(2) 地方への新しい人の流れをつくる

- (ア) 地方移住の推進
- (イ) 企業の地方拠点機能強化、企業等における地方採用・就労の拡大
- (ウ) 地方大学等の活性化

(3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (ア) 若い世代の経済的安定
- (イ) 妊娠・出産・子育てまでの切れ目のない支援
- (ウ) 子ども・子育て支援の充実
- (エ) ワークライフバランスの実現(働き方改革)

(4)時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守る

(ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流、多機能型)の形成

(イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

(ウ) 大都市圏等における安心な暮らしの確保

(エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

(5)地域と地域を連携する

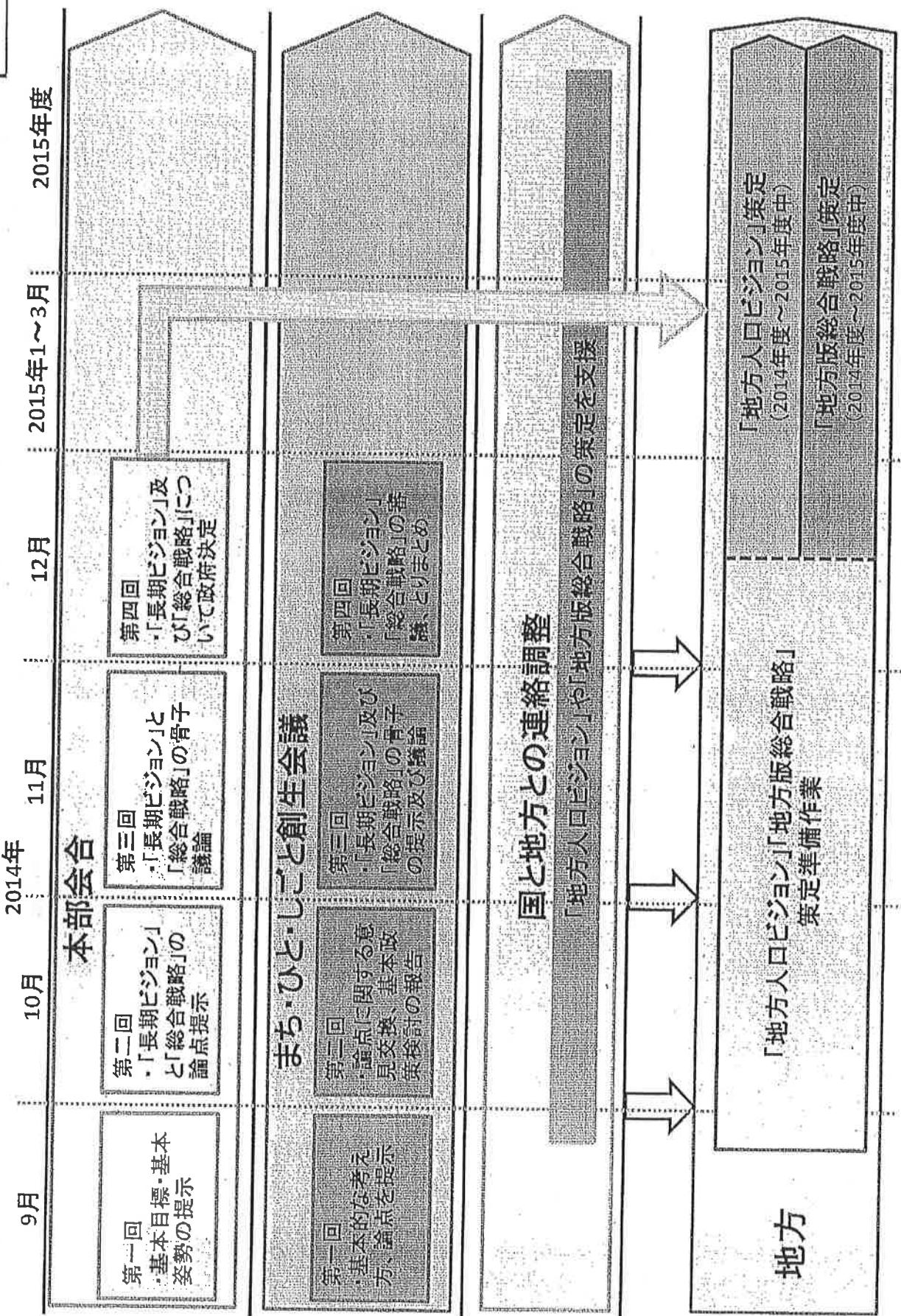
(ア) 地域連携による経済・生活圏の形成

2. 社会保障制度・地方交付税・税制・地方分権・規制改革について

・人口減少克服の観点から、効果的・効率的な社会・経済システムの新たな構築に向けて、社会保障制度・地方交付税・税制・地方分権・規制改革において、地方創生に資するべく改革を進める。

※別紙(アクションプラン)において、各政策パッケージ等に即して、「数値目標(KPI)」を設定するとともに、「緊急的取組」と「中長期的課題」などに分類した個別施策を提示する。

全体スケジュール(イメージ)

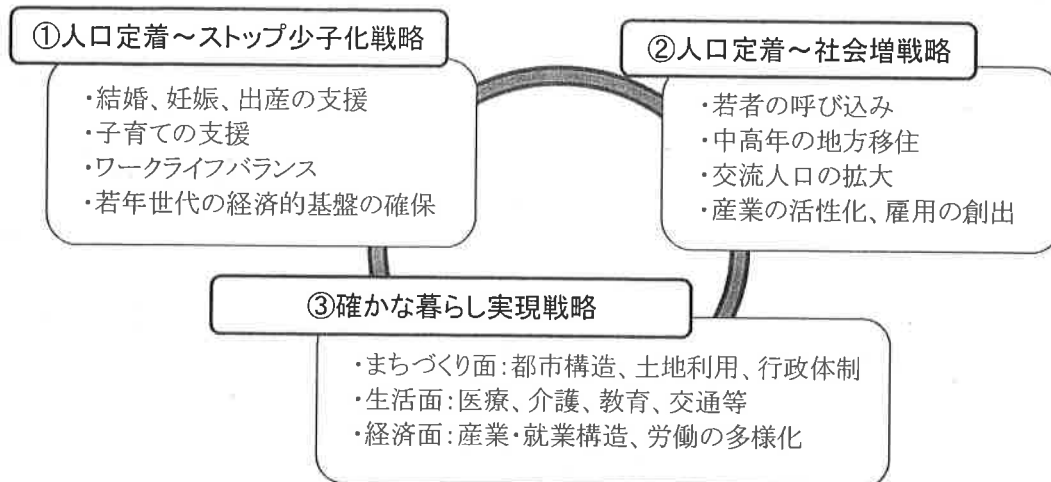


人口定着・確かな暮らし実現会議の設置について

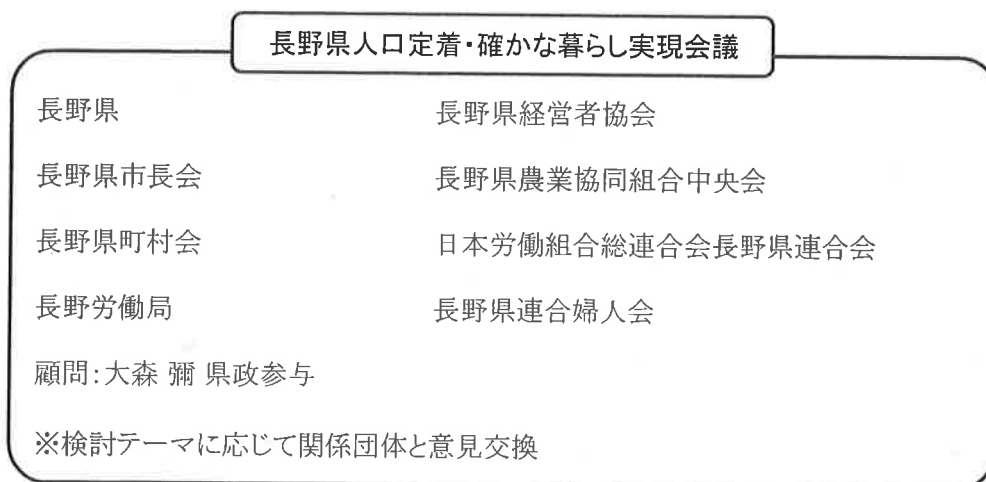
設置目的

人口定着を図り、確かな暮らしを実現するため、「人口減少の抑制」と「人口減少を踏まえた地域社会の維持・活性化」の取組を全県挙げて推進

検討テーマ



体制



当面の取組

＜H26年度＞

- 「人口ビジョン」、「人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」の策定準備（県）
- 地域戦略会議等で各地域の具体的課題を検討
- 随時、国への提言

＜H27年度＞

- 会議の議論を踏まえ、「人口ビジョン」、「人口定着・確かな暮らし実現総合戦略」を策定（県）
- 地域戦略会議等で各地域の具体的課題を検討
- 随時、国への提言

市町村の総合戦略の策定について

企画振興部市町村課

1 市町村総合戦略の策定について

(1) まち・ひと・しごと創生法案第 10 条（市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略）

市町村は、まち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案して、当該市町村の区域の実情に応じたまち・ひと・しごと創生に関する施策についての基本的な計画を定めるように努めなければならない。（平成 27 年度中に策定）

(2) 基本政策検討チーム報告書（案）（H26.10.31 まち・ひと・しごと創生会議（第 2 回））

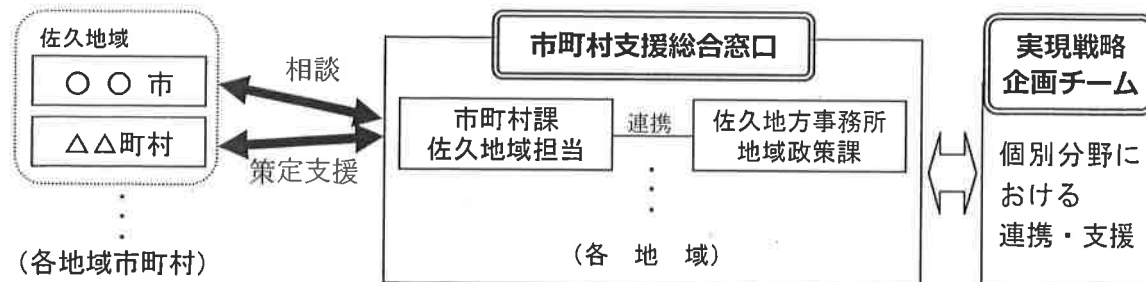
3. 地域主体の取組体制と PDCA の整備 (4) 地域間の連携推進

各市町村は、「ひと」と「しごと」の好循環確立に有効と考えられる場合は、地域間の広域連携を積極的に進めることとし、現状分析もその連携エリア単位で行った上で、抽出された課題を各自治体の「総合戦略」に反映させる。都道府県は、市町村レベルの地域課題を、自らの「総合戦略」にも反映させ、市町村と連携をとり地方創生を進める。

2 市町村総合戦略の策定支援体制について

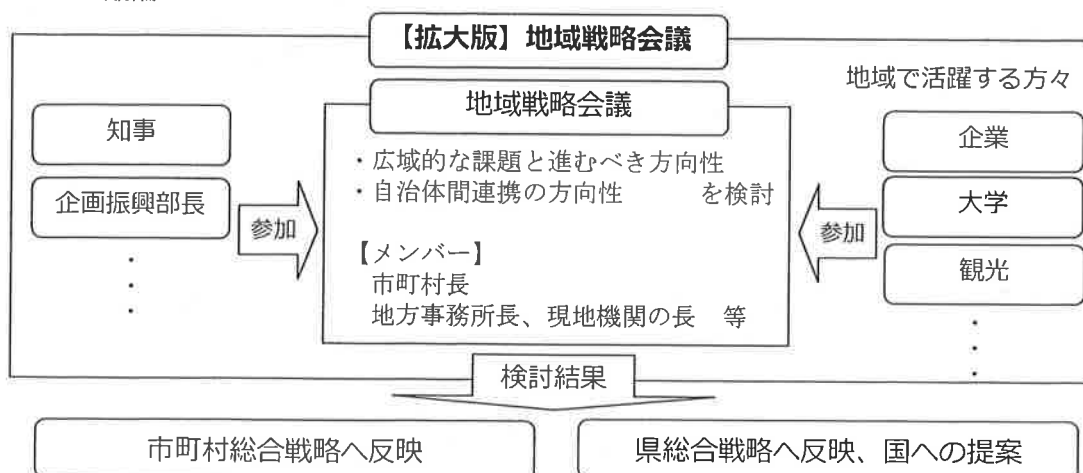
(1) 市町村支援総合窓口の設置

10 広域（市町村）ごとに市町村課の職員が「地域担当」として、地方事務所地域政策課とともに総合窓口になり、市町村の総合戦略の策定を支援



(2) 広域的な課題・方向性の検討

- ・一市町村で完結できない課題と進むべき方向性について「地域戦略会議」で検討
- ・知事や企画振興部長等も随時参加し、企業や教育関係者等地域で活躍する方々を交えて議論



第8回「県と市町村との協議の場」における確認事項

長 野 県
長野県教育委員会
長野県市長会
長野県町村会

- 1 報告事項については、次のとおり対応する。
 - (1) 「地域に根ざした教育」のあり方（検討結果）について、了承する。
 - (2) 県と市町村の協働による子育て支援策について、引き続きワーキンググループでの検討を進め、県が策定する予定の「子育て支援戦略(仮称)」に反映させる。
 - (3) 住宅・建築物の耐震化促進ワーキンググループで整理した5つの検討項目について、引き続き取組の具体化に向けた検討を進める。
- 2 今回のテーマについては、次のとおり対応する。
 - (1) 地方創生について、県・市町村が共同で国への提案を行う。
 - (2) 県と市町村が力を合わせて長野県における地方創生に取り組むとともに、地域ごとの議論も行いながら、県及び市町村が総合戦略の策定を進める。
 - (3) 総合戦略に関する検討状況については、次回以降の協議の場に報告する。